



福警組対第334号

平成22年3月2日

福岡県個人情報保護審議会会長 殿

福岡県警察本部長



個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する

例外事項について (諮問)

福岡県個人情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 第5条第2項第6号及び第6条
第3号の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 事務の名称
インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提供事務
- 2 所管課名
警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
- 3 事務の目的
暴力団員の検挙情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、県民等の暴力団排除意識の向上を図る。
- 4 識別される個人の類型
検挙した暴力団員 (報道機関に情報提供したものに限る。)
- 5 提供する個人情報の種類
所属する暴力団の名称、役職、住所、氏名、年齢、逮捕日、逮捕警察署及び内容等
- 6 提供の相手方
県民等 (インターネット利用者)

1 県内暴力団の現状

福岡県は、指定暴力団である四代目工誠道会の5団体に加え、六代目山口組有委員会が指定した団体数は全国最多となこうした暴力団が、県内の各地区におから多大な利益を吸い上げている一方者には見せしめのような暴力行為を行っなかでも、北九州に本拠を置く四代目営する店舗に爆発物投てき事件を取行すそのほか、北九州地区においては、暴としたけん銃等発砲事件が多発しており紛に起因する九州誠道会との抗争事件が撃事件が相次いで発生するなど、県民を

2 県警察の取組

県警察では、現下の厳しい暴力団情勢減」を掲げ、暴力団対策に係る各種施策：県民及び事業者が相互に連携・協力して安全で安心な県民生活を実現するため、

- 暴力団に対する利益供与の禁止
- 暴力団排除教育の推進

などを盛り込んだ全国初となる罰則付きに至った。

また、平成22年4月1日の「福岡県となり暴力団に立ち向かう姿勢を示すた働きかけているところである。

- さらに、平成22年1月、警察本部に
となって各種暴力団対策を強力に推進し
3 ホームページによる暴力団員検挙情報
暴力団員の検挙情報を広く県民に周知
解消をはじめ、暴力団を容認する風潮を
ものであり、県民が安全で安心して暮ら
さらに、本年4月1日に施行される「
対し、第3条では、暴力団の利用、暴力
5条では、県民の暴力団排除に関する責
することが明記されている。

一方、県には、
排除のための自主
要な支援を求めて
こうした条例の
暴力団員検挙情報
ているが、これに
報を提供すること
の自主的な暴力団
るために必要不可
※ 報道機関に対
県警察では、

ついで、社会に
ひいては法秩序
この報道機関
供に関する例外
のとおり、個人
それがない範囲
4 掲載する個人情報
インターネット
係る、所属する暴
おり、県民の自主
て暮らすための公
しかしながら、
報提供」の考え方
当に侵害するおそれ
○ 報道機関
○ 県警察ホ
こと

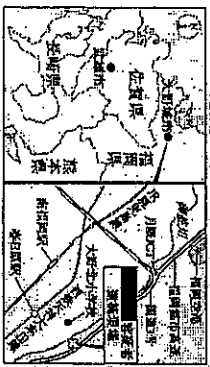
を厳格な要件とす
当に侵害すること

5 参考資料

- (1) ホームページ
- (2) 福岡県暴力団
- (3) 報道機関に対
個人情報
(平成4
- (4) 福岡県暴力団

ホームページの掲載例
 1 暴力団員を検挙した事件を報道した新聞記事

武雄射殺



武雄射殺事件の概要
 福岡県武雄市で発生した射殺事件の概要
 被害者：武雄市在住の男性
 加害者：暴力団員と見られる人物
 事件発生時刻：午後10時頃
 発見時刻：午後11時頃
 捜査機関：福岡県警察、武雄警察署
 事件の経緯：被害者は自宅付近を歩いていたところ、背後から射撃を受け、胸部を撃たれた。発見されたのは、被害者の自宅から約500メートル離れた場所であった。

2 県警ホームページへの掲載例


福岡県警察
 Fukuoka Prefectural Police
 〒810-0192 福岡県福岡市東区
 福岡県警察本部 総務課 課長 柳井 隆夫
 電話：092-231-1111

暴力団

銃刀法違反指定暴力団	
名称	経産力利団所拘等取締法違反指定暴力団
通称年月日	平成22年0月0日
指定警察署	京浜野警察署、自動車警5科
被疑者	福岡市城南区居住 指定
内容	平成22年0月0日、回生5名逮捕。

福岡県警察本部 総務課 課長 柳井 隆夫
 電話：092-231-1111
 〒810-0192 福岡県福岡市東区

福岡県警からの声

福岡県暴力団排除条例

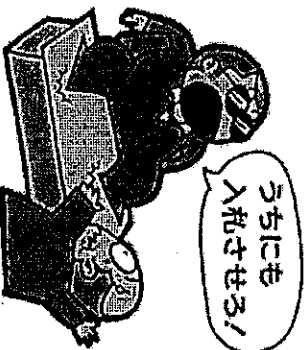
～平成22年4月1日

この条例は、福岡県から暴力団を排除するため

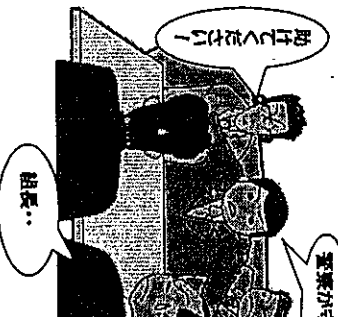
- 県、県民及び事業者の果たすべき役割
- 暴力団の排除に関する基本的施策
- 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等について定めています。

1【暴力団の排除に関する基本的施策】

①暴力団員もしくは暴力団（員）と密接な関係を有する者に公共工事の入札に参加させない等、県の公共事務・事業から排除すること

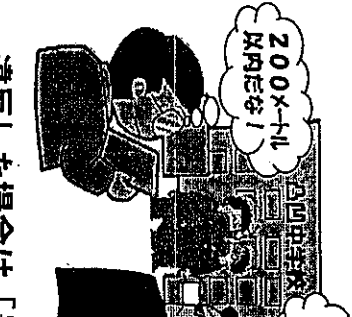


②暴排活動等により、暴力団の危険を加えられるおそれのある事業者に対して、警察が保護の必要な措置を行うこと



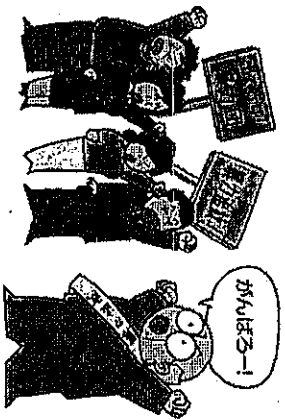
2【青少年の健全な育成】

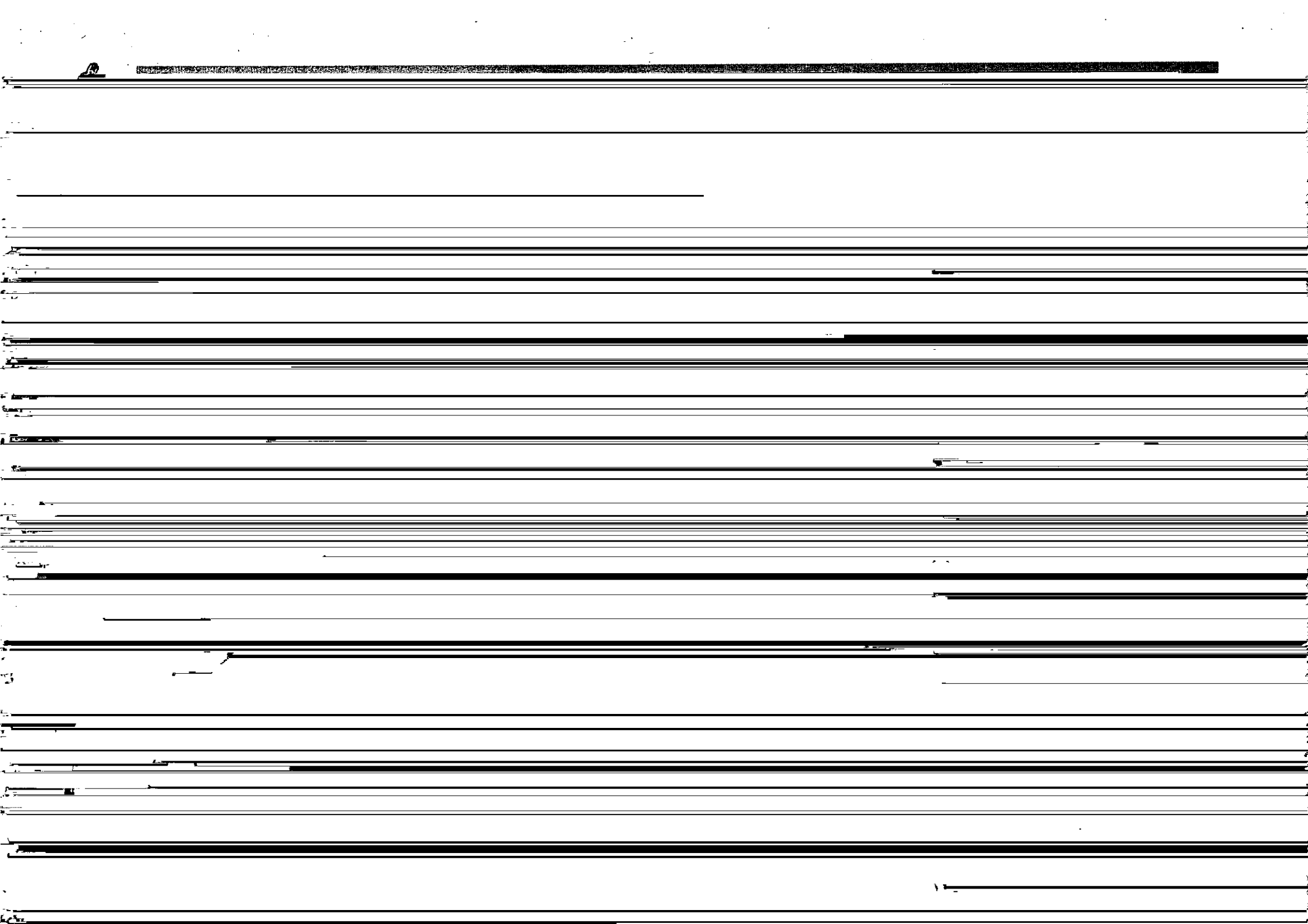
①青少年のために暴力団の活動が及ぼす影響を軽減するため、暴力団の活動が及ぼす影響を軽減する区域において、暴力団の活動の開催・運営を禁止すること

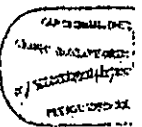


違反した場合は「1

④暴力団を排除する重要性について理解を深めるため、県が、集会を開催するなど広報及び啓発を行うこと







41
平反

福岡県知事 奥田 八二殿

福岡県個人情報保護審
会長 近藤

個人情報の収集、利用・提供に関する例外事項に

平成4年9月7日付け情報第52号をもって諮問の
個人情報保護条例第3条に規定する思想・信条等の収集
規定する本人外収集の制限、同条例第5条に規定する目
の制限に関する各事項については、いずれも適当なもの
なお、当審議会が適当と認める個別の理由は別紙のと

3 目的外利用・提供の制限に関する規定

(1) 共通事務

番号	共通事務
1	<p>法律の規定に基づき裁判所から応じて個人情報を提供する事務</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する公益性がある場合又は実施機関が受けなければ当該目的を達成する難な場合であり、かつ、いずれの供する個人情報の内容、当該目的事情からみて本人の権利利益を不^レするおそれがないときに限る。</p>
2	<p>訴訟当事者である原告が訴訟資料判所に個人情報を提供する事務</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する公益性がある場合又は実施機関が受けなければ当該目的を達成する難な場合であり、かつ、いずれの供する個人情報の内容、当該目的事情からみて本人の権利利益を不^レするおそれがないときに限る。</p>
3	<p>行政機関が法令に基づき実施する関して行う照会に応じて個人情報提供、又は提供する事務</p> <p>ただし、当該行政機関が法令に施する事務の遂行に必要な範囲内個人情報を取り扱う場合であって、情報を提供する目的に公益性が求め、当該個人情報を照会することについて理由があり、かつ、いずれの場合</p>

<p>個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。</p>	<p>政サービスの向上の観点から回答する必要がある。</p> <p>③ 行政機関は、住民の福祉の向上を図るため相互に協力して適切な事務執行を行うことが要請されている。</p> <p>④ 当該行政機関が本人から収集できないことについて合理的な理由がある場合がある。</p> <p>⑤ 当該行政機関の職員も守秘義務を負っており、おだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p> <p>上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、妥当なものと認める。</p>
<p>4</p> <p>弁護士法の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する事務</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。</p>	<p>① 強制力はないが法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。</p> <p>左記ただし書の要件を満たした当該共通事務における提供については、妥当なものとして認める。</p>
<p>5</p> <p>実施機関が行う他の事業の案内又は刊行物の送付のため名簿等の個人情報を当該実施機関内に利用させ、又は当該実施機関以外のもので公益性を有する団体等に提供する事務</p> <p>ただし、案内又は刊行物の送付による利益を受けるのは当該個人であるので、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除</p>	<p>① 実施機関が実施した事業の参加者等に対して、当該実施機関又は当該実施機関以外のもので公益性を有する団体等が、関連する事業の案内をし、又は関連する刊行物を送付することは、当該個人が通、常予測している範囲内である。特に、既に案内状又は刊行物を送付してきている場合は、本人が了解していると判断され</p>

番号	共通事務
	＜。
6	講師、委員等の人選のた 当該実施機関に利用させ、 関、国、他の都道府県若し 供する事務 ただし、個人情報を取り の支障等から本人収集が困 人同意が得難い場合に限る
7	各種統計作成の資料とし 該実施機関に利用させ、又 以外のものに提供する事務 ただし、当該統計作成に 当該個人情報を利用し、又 者が速やかに特定の個人を にして取り扱う場合に限る。

8	<p>報道機関の取材、要請に応じて個人情報提供を提訴する事務</p> <p>ただし、報道機関を通じて一般県民に知らせることが本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般県民に知らせる公益上の必要性がある場合で、かつ、いずれの場合も当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。</p>	<p>① 本来の目的に含まれていない場合でも、当該目的に関連し、矛盾しない場合には、本来の目的の達成に資する場合がある。</p> <p>② 対象となっている事柄の性質、当該個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断して社会通念上許容される範囲内である場合は、取材に際し、又は発表することが妥当であり、また、犯罪、事故等特別の理由がある場合は発表する必要性がある場合もある。</p> <p>上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、妥当なものと認める。</p>
---	---	---

福岡県

- 1 事務の名称
インターネットのホームページによる
- 2 所管課名
警察本部暴力団対策部組織犯罪
- 3 事務の目的
福岡県暴力団排除条例第23条第
- 4 識別される個人の類型
福岡県暴力団排除条例第23条第
- 5 提供する個人情報の種類
氏名及び住所(法人その他の団体
- 6 となる事実
提供の相手方
県民等(インターネット利用者)

福岡県暴力団排除条例

(利益の供与等の禁止)

第15条 事業者は、その行為をしてはならない。

- 一 暴力団の威力を利用し
- 二 事業者は、前項に定める暴力団員等が指定した者に対し

(暴力団員等が利益の供与を

第18条 2 暴力団員等は、情を知つて事業者に当該事業者が同項

(不動産の譲渡等しようとする

第19条 2 何人も、自己が譲渡等をしてはならない。

(不動産の譲渡等の代理等を

第20条 2 何人も、他人が譲渡等をしては契約の代理又は媒介をしては

事業者に

(調査)
第21条 公安委員会は、第19条第2項又は前条第2項の全規則で定めるところにより、るために必要な限度において、ることができ

正当な理由が

(事実の公表)
第23条 公安委員会は、第21条の提出を拒否したとき、又は前規則で定めるところにより、その

【福岡県暴力団排除条例施行(暴実)の公表の方法)

第6条 条例第23条第1項の2 前項の公表の内容は、条名及び住所(法人にあっては

個人情報保護条例

(電子計算組織の結合による)第6条 実施機関は、次に掲提供してはならない。
(1)法令に定めのあるとき
(2)以下略



福島県警察
Fukushima Prefectural Police

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

このサイトに关して • セキュリティポリシー • サイトマップ

• 印刷用メニュー • 翻訳 (English | Korean | Chinese)

文字のサイズ

▼縮小 | 標準 | 拡大

サイト内検索

検索

福島県暴力団排除条例第23条の規定による事実の公表

氏名	暴力 一郎
住所	〇〇市〇〇区1-2-3
公表の要因となる事実	上記暴力 一郎は、福島県暴力団排除条例第18条第2項違反の疑いにより、平成〇〇年〇月〇日付け福島県公安委員会第〇〇号により、福島県公安委員会から同条例第21条の規定による説明又は資料の提出を求められたものの、正当な理由なくこれを拒んだものである。

名称	有限会社権藤組
代表者の氏名	権藤 太郎
主たる事務所の所在地	〇〇市〇〇区3-2-1
公表の要因となる事実	上記有限会社権藤組は、福島県暴力団排除条例第15条第2項違反を行ったことから、平成〇〇年〇月〇日付け福島県公安委員会から同条例第22条の規定による通告を受け、平成〇〇年〇月〇日頃、再度同条例第15条第2項違反を行い、もって、正当な理由なく同通告に依りなかつたものである。

- ▶ 福島県警察の紹介
- ▶ 県警からのお知らせ
- ▶ あなたの街の警察署
- ▶ 各種手続コーナー
- ▶ 相談：問い合わせコーナー
- ▶ 交通情報コーナー
- ▶ 特報情報コーナー
- ▶ 事件手続コーナー
- ▶ 情報提供のお問い合わせ
- ▶ メッセージ
- ▶ 県警から県民の皆様へ
- ▶ 採用案内
- ▶ ふっけい安心メール

個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供に関する例外事項について (答申)

平成22年3月2日福警組対第334号により諮問のあつた福岡県個人情報保護年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)第5条に規定する利用及び提供例第6条に規定する電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について公益上必要があると思われるため、下記のとおり適当なものと認めます。

記

1 利用及び提供の制限 (第5条関係)

事務の名称	インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提供
所管 課名	警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
個人の類型	検挙した暴力団員 (報道機関に情報提供したものに限る。)
目的外利用・提供の概要	県民等の暴力団排除意識の向上を図るため、暴力団員のホームページのホームページに掲載し、時間的・場所的制限を行う。
利用・提供先	県民等 (インターネット利用者)

2 電子計算組織の結合による提供の制限 (第6条関係)

事務の名称	インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提供
所管 課名	警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
事務の目的	暴力団員の検挙情報をインターネットのホームページに掲載し、場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、県民等の意識の向上を図る。
識別される個人の類型	検挙した暴力団員 (報道機関に情報提供したものに限る。)
提供する個人情報の種類	所属する暴力団の名称、役職、住所、氏名、年齢、逮捕内容等
提供の相手方	県民等 (インターネット利用者)
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について(平0日17個保審第6号)の別添の表の「個人情報の取扱い」ただし、同項中(4)及び(6)を除き、(3)を以下のとおりとする。 (3) 条例第3条第2項第2号及び第4号に規定する事項は提供されないこと。